

県庁周辺県有地等の有効活用に関する検討会 名簿

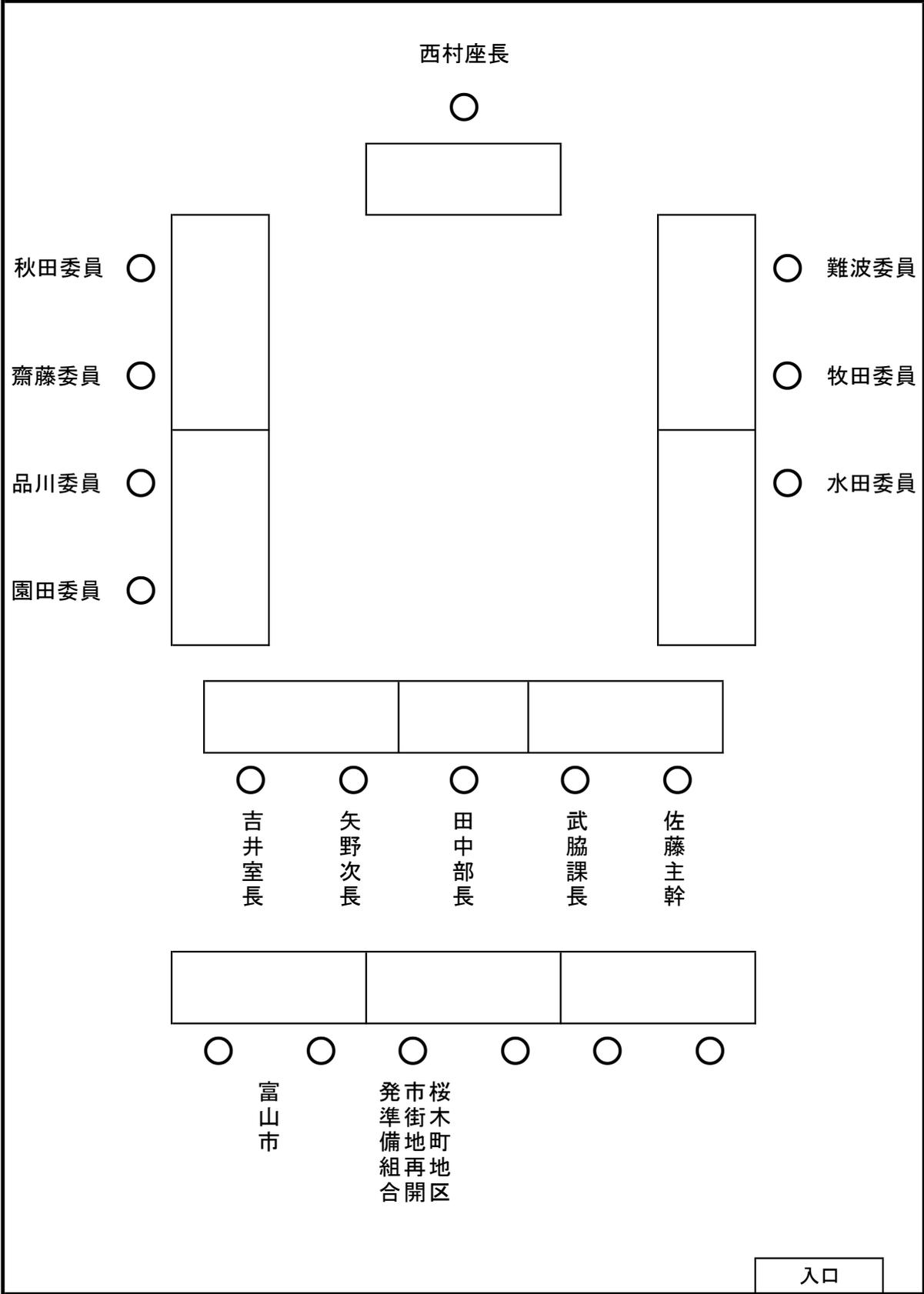
	所 属	役 職	氏 名	備考
有識者 (※五十音順)	千葉大学大学院園芸学研究院	教授	秋田 典子	
	株式会社富山市民プラザ	代表取締役社長	京田 憲明	欠席
	富山大学	学長	齋藤 滋	
	富山商工会議所	副会頭	品川 祐一郎	
	有限会社ハートビートプラン	代表取締役	園田 聡	
	東洋大学大学院経済学研究科公民連携専攻	教授	難波 悠	
	東京大学 國學院大學観光まちづくり学部	名誉教授 学部長	西村 幸夫	座長
	富山経済同友会	代表幹事	牧田 和樹	
一般社団法人トヤマチミライ	理事	水田 整		

オブザーバー：富山市企画管理部行政経営課、富山市桜木町地区市街地再開発準備組合

事 務 局：富山県経営管理部（財産管理室）

第3回県庁周辺県有地等の有効活用に関する検討会 配席図

令和8年2月20日（金）13:30～
県庁4階大会議室



県庁周辺県有地等の有効活用に関する検討会 設置要綱

(目的)

第1条 県庁周辺県有地等の有効活用について幅広く検討し、全ての主体とともにエリアの価値を高め、その価値を県全域へ波及させることを目的として、県庁周辺県有地等の有効活用に関する検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会は、次に掲げる事項について検討する

- (1) 県庁周辺県有地等の有効活用に関する基本構想に関すること
- (2) その他前条に定める目的のため必要な事項に関すること

(組織)

第3条 検討会は、別表に掲げる学識経験者、経済団体、関係者等からなる委員で構成する。

2 委員は、知事が委嘱する。

3 委員の任期は、令和8年3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

(役員及び役員の職務)

第4条 検討会に座長及び副座長を置く。座長は委員の互選により選任し、副座長は座長が指名する。

2 座長は、会務を総括する。

3 副座長は座長を補佐し、座長が出席できないときはその職務を代理する。

4 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、また必要な資料の提出を求めることができる。

(オブザーバー)

第5条 所掌事務に関し、専門的な視点が必要な事項について意見を聴くため、検討会にオブザーバーを置くことができる。

2 オブザーバーは、知事が委嘱する。

(庶務)

第6条 検討会の庶務は、経営管理部財産管理室において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年6月2日から施行する